

出張報告書

平成27年9月3日

市議会議長 鳥居 宏次 様

会 派 名 日本共産党

代表者氏名 岸田 厚

下記のとおり報告します。

記

1 目 的 子ども・子育て支援制度 導入後の状況と行政の課題

主催：保育研究所

2 出張先 あすてっぷKOBЕ 男女共同参画センター

3 出張期間 平成27年8月20日

出張者氏名 今口 千代子・池田 啓子・澤田 和代

子ども・子育て支援新制度

導入後の状況と行政の課題

はじめに

—これまでの保育制度—

- ・憲法第 25 条の生存権に基づき、国民の権利保障のために、公が責任を負って、その生活実態に合わせて保育を提供するしくみ。
 - ・児童福祉法第 24 条 1 項で市町村の保育の実施責任として、経費は市町村が負担すること。保育基準を守ることを規定している。
- これは子どもの権利と保護者の権利を守る

—新制度—

日本の福祉制度が受益者負担、民間活力導入などが叫ばれ、変更されていく中で、保育制度も「改革」提案。

1) ・新制度は介護保険の様に、子どもを 1 号から 3 号に認定振り分けされる。

- 1 号認定 3 歳以上で保育必要なし。いわゆる幼稚園のこども
- 2 号認定 3 歳以上で保育の必要性があり、標準時間＋短時間の区分
- 3 号認定 3 歳未満で保育の必要性があり、標準時間＋短時間の区分

2) ・認定区分をめぐる混乱

- 短時間区分 原則保育時間 8 時間（月 200 時間）まで
- 標準時間区分 11 時間（月平均 275 時間）まで

3) 認定こども園の新設

保育所、幼稚園、第 3 の施設として認定こども園が新設される。

保育所の行政管轄は厚労省

幼稚園の行政管轄は文科省

認定こども園の行政管轄は内閣府

4) 財源の流れ

- 1、保育所＝児童福祉 24 条 1 項に基づく委託費⇒施設
- 2、幼稚園（私学助成型）＝学校教育法、私学助成法に基づく補助金⇒施設
- 3、認定子ども園、給付型幼稚園、地域型保育は＝子ども子育て支援法に基づく給付金⇒保護者の代理受領として施設が受け取る。

※委託金、補助金は国、府から保育所、幼稚園に支払われます。これは 100 パーセント子どもの保育のために使用されなければならない。

第 3 の施設は給付金なので、保護者が受け取るものを代理受領するもので、委託金や補助金のように使途の縛りがない。

5) 新制度における保育料のしくみ

教育標準時間認定の子ども

1号認定

世帯年収	階層区分	利用者負担
—	①生活保護世帯	0円
～270万円	②市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯含む)	3,000円
～360万円	③市町村民税所得割課税額 77,100円以下	16,100円
～680万円	④市町村民税所得割課税額 211,200円以下	20,500円
680万円～	⑤市町村民税所得割課税額 211,201円以上	25,700円

※小学校3年以下の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。

※ただし、給付単価を限度とする。

※なお、平成26年度の保育料等の額が市町村が定める利用者負担額よりも低い私立幼稚園・認定こども園については、現在の水準を基に各施設で定める額とすることも認める(経過措置)。

保育認定の子ども

2号3号認定

世帯年収	階層区分	利用者負担		利用者負担	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
—	①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
～260万円	②市町村民税非課税世帯	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円
～330万円	③所得割課税額 48,600円未満	16,500円	16,300円	19,500円	19,300円
～470万円	④所得割課税額 97,000円未満	27,000円	26,600円	30,000円	29,600円
～640万円	⑤所得割課税額 169,000円未満	41,500円	40,900円	44,500円	43,900円
～930万円	⑥所得割課税額 301,000円未満	58,000円	57,100円	61,000円	60,100円
～1,130万円	⑦所得割課税額 397,000円未満	77,000円	75,800円	80,000円	78,800円
1,130万円～	⑧所得割課税額 397,000円以上	101,000円	99,400円	104,000円	102,400円

※満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の利用者負担額は、3号認定の額を適用する。

※小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。

※ただし、給付単価を限度とする。

6) まとめ

今回セミナーをうけて、子どもの支援体制を管轄が文科省、内閣府、厚労省と3つに分かれ、ひとつの施設、ひとつのクラスに多様な認定の子どもが存在し、給付金代理受領、委託金、補助金など保育料の受領の3方法も存在していて、とても複雑でわかりにくい制度になっていると感じる。

認定こども園などの第3の施設については給付金の代理受領で用途の縛りがないために、施設管理者の意向に左右され施設間で格差がでることが予想される。

また、幼稚園と保育所公定価格は幼稚園>保育所であり、保育所の保育労働者は就労時間まで子どもの保育が続くため、研修、事務作業はサービス残業になり、この差が肯定化してしまうと保育所の仕事内容が過重になる恐れがある。

保護者の保育料算定の階層区分は従来の所得税額から市町村民税に変更することにより、年少扶養控除(子供一人につき38万円)分、特定扶養控除が加味され計算されていたものが、適用廃止によるため、影響がおおきくなる。影響は一律ではなく、保育料が上がる人、下がる人がでてくる。

保育料は自治体によって異なる保育料設定ができる。

自治体として、この制度の運用について、真の意味で子ども・子育て支援になるよう独自性のあるものを充実させていくことが今後の課題である。

子ども子育て支援制度の導入後の状況と行政の課題というテーマは今日の行政課題としての的を得たものである。

岸和田市では 33 の認可園の内 9 園が今年度から認定子ども園として出発しました、この制度では待機児の解消を目指し保育の受け入れの拡大に傾斜したものとなっている。保育・教育における待機児の解消は当然成し遂げられなければならないが、同等の重みで保育・教育の質も保障されなければ、子ども達の豊かな成長を保障することにはなりません。それは保育士の処遇の改善、施設の運営が安定して続けられるかにかかっています。

研修会において今後注目しておかなければならない課題として。

①直接契約における利用調整について市町村が責任を持っているか。認定子ども園をはじめきっちりと状況を把握し、入所までの責任を持たせること。

②認定区分によって現場に負担と混乱が起こっていないか、認定子ども園については保育時間の違う子どもと一緒に保育することの困難さがある。

③新制度によって公立保育所を統廃合に向けるようにする動きが起こらないよう公立保育所の役割を守っていくこと。

④保育士の処遇改善のために各施設の立場を超えて連帯し、保育関係者がよりよい保育ができるよう、自治体や国へ求めていく。

⑤子ども・子育て支援の基本理念は児童福祉法第 1 章総則第 1 条（児童福祉法の理念）第 2 条（児童育成の責任）第 3 条（原理の尊重）である。いつもこの基本理念に立って議論することが大切であり、この児童福祉法を守らせた意味は大きいと思う。